規制改革会議創業・IT等ワーキング・グループ説明資料

資料４－２

「パーソナルデータに関する検討会」での議論における懸念と提案

アジアインターネット日本連盟

(AICJ, Asia Internet Coalition Japan)

2014年５月８日

アジアインターネット日本連盟は、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資する政策や制度のあり方等について、インターネット事業の一翼を担う産業界からの声を適切に届け、国民の議論を喚起していくことを目的に、2013年９月に設立されました。

設立以来、インターネット政策について提言・理解促進活動・調査研究等を行っております。

会員社は、アマゾン ジャパン株式会社、eBay Inc.、グーグル株式会社、グリー株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー、フェイスブック、ヤフー株式会社、です。

Asia Internet Coalition Japan

制度見直しの出発点（その1）

◆ 制度見直しの理念

IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」（PD検討会）による今般の制度見直しの目的は、平成25年6月14日閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において言及されたとおり、「オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」にある。

制度見直しの出発点（その2）

◆ 制度見直しの目的

平成25年12月20日付「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）においても、制度見直しの目的が次のように記載されている：

「個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進するとともに公益利用にも資する環境を整備する。」

Asia Internet Coalition Japan

総論：制度見直しの方向に対する懸念

◆PD検討会では、複雑で理解が難しい規定・制度を創設し、極めて短期間の検討だけで結論づけようとしている。

◆PDの保護と利活用のバランスを目指す事業者の声がPD検討会に直接届いているかどうか疑問。

◆本年6月の「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」大綱決定まで残されている時間は少なく、PDの保護と利活用のバランスにより、民間の力を最大限発揮させる成長戦略に寄与する事項に絞って検討すべきである。

◆PDを巡る動きは国際的にも流動的であり、また技術発展が著しい分野であることから、硬直的な事前規制ではなく、柔軟なルール整備が必要と考える。

Asia Internet Coalition Japan

各論1.「個人情報」の定義

◆「<u>個人情報」の定義</u>

あるパーソナルデータが個人情報に該当するかについては、「他の情報と容易に照合して個人を識別することができることとなるものを含む」という現行法の判断基準を維持するとされている。

◆<u>具体的提言</u>

・「他の情報と容易に照合することができ」という容易照合性の要件こそが、個人情報の該当性を不明確にしている最大の要因であり、削除すべき。

・削除が難しい場合でも、容易照合性があると解釈されるケースを相当程度限定し、かつ客観的に判断できるものとすべきことを大綱において明記すべき（例えば、事業者が 個人情報と準個人情報や個人特定性低減データとを別のデータベースに分けて分散管理する場合には、当該準個人情報や個人特定性低減データは個人情報には当たらないとする等）。

Asia Internet Coalition Japan

各論2:「準個人情報」の定義（その1）

◆「準個人情報」の定義

・「準個人情報」は、「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの」と定義され、一定の例を示し、「これに類するものを含む」とされている。本人を特定して個人情報として同意をとるか、個人特定性低減データに加工しない限り、そのままでは第三者提供は許されない。

◆具体的提言

・従来多くの個人情報取扱事業者にとっては規制の対象ではなかった情報を保護対象とするもので、「規制強化が利活用を進める」という前提に立っていると思われるが、準個人情報という新しいカテゴリーの定義を設けることによる影響が精査されるまで、意見を留保する。
（個人情報への該当基準を明確化することで、グレーゾーンを相当程度解消することが可能。準個人情報という新たなカテゴリーを設けることで、従前は情報を自由に取り扱うことができた事業者に新たな負荷が生じることに留意すべき。）

Asia Internet Coalition Japan

各論3:「準個人情報」の定義（その2）

・「準個人情報」は、消費者が任意にまたは容易に、変更、削除、利用停止等をすることができない情報で、かつ.一意に識別できる識別子に結び付けられたものに限定すべき。
・「移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」については、準個人情報から除外すべき。
・技術的には、個人を特定せずとも一意であることを識別できれば、同意を得たり、オプトアウトを提供することは可能であるため、このような場合には第三者提供を可能とすべきである。

・　現在提案されているルールでは、「準個人情報」の第三者提供が禁止され、これを可能とするには、事業者が個人を特定して同意を得るか、個人が特定される可能性を低減する措置をしなければならないとされており、個人との結びつきが低い「準個人情報」のほうが厳しい規制を受けているように見える。「準個人情報」への規制がかえって厳しくなっているのではないか、という点は、これまで一部のPD検討会委員からも繰り返し指摘されているが、顧みられていないのではないか。

Asia Internet Coalition Japan

各論4：個人特定性低減データ

◆「個人特定性低減データ」の定義

「個人特定性低減データ」は、個人データまたは準個人データを、政令に定める方法による加工を施して、個人が特定される可能性を低減したデータ、と定義されている。個人特定性低減データを第三者に提供する事業者は、加工方法等に関する情報をあらかじめ第三者機関に提出することとされている。

◆<u>具体的提言</u>

・加工方法については、特定性の低減という観点だけから検討するのではなく、データの有用性保持という観点からも検討すべき。

・技術進展や事業者の創意工夫によって生みだされる新たな加工方法が利用できるよう、<u>加工方法自体を政令で定めるのではなく、</u>事業者が新たな加工方法を利用する際の要件のみを定めるべき。

・加工方法等に関する情報をあらかじめ第三者機関に提出する義務を創設すべきではない。なぜならば、加工方法は、ビジネス上の秘密やノウハウに当たることが予想され、後に情報公開される前提で第三者機関に事前に提出することを義務づけられるのは、事業者にとって過大な負担である。また、提出されても、高度に技術的な判断を第三者機関が適切に下すことは困難である。

Asia Internet Coalition Japan

各論5：機微情報

◆「機微情報」の定義

　機微情報は、差別やプライバシー侵害につながりやすいため、特に適正な取り扱いを要するもの、と定義されている。

◆<u>具体的提言</u>

・機微情報は、バランスの取れた定義付けが必要であり、情報の主体（本人）との確実な対応関係とともに取り扱われる当該本人にかかる事実に限定すべき。
・社会的身分に関する情報は、出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位に限定すべき。

各論6：その他

◆「開示等の在り方」、「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等」については、事務局案が提示されてから間がないため、必要があれば別途意見表明したい。

付属資料

PD検討会における現在の議論の例（その１）

◆ 監督機関の創出及び権限強化

第三者機関による立入検査、行政処分違反への処罰を検討。

◆ 保護対象の拡大

法規制の対象を拡大するため、新たに“準個人情報”及び“機微情報”の概念を創設。

◆新たなデータ取引規制の創出

・「個人特定性低減データ」の“加工方法”を政令で規定。

・「個人特定性低減データの第三者提供にあたり、事前に“加工方法”の第三者機関への届出が義務づけられている（第三者機関による情報公開）。

Asia Internet Coalition Japan

PD検討会における現在の議論の例（その２）

◆　現行の個人情報開示等請求手続に加え、民事上の請求権（裁判所による開示等命令）を追加。

◆　越境データ移転を各種類型化し、国際的なデータ流通を規制。

PD検討会における現在の議論の例（その3）

♦PD検討会では、米国のFTCが示す考え方や、EUで議論されているGDPRについても参考にされているが、国際的な議論は日々進展していることを考慮したうえで参照すべきである。

例えば、

・データの第三者提供について

　頻繁に参照されているFTC3原則は、検討会の委員ですら、米国でも「単なる提案の域をでていない」旨指摘しており、日本の議論でも位置づけに十分注意する必要がある。

・データ利用一般、越境移転ルールについて

　データの国際移転については、EUの拘束的企業準則（BCR）とAPEC越境データ移転ルール（CBPR）の相互接続性議論が真剣に行われている。日本はAPECでリーダーシップを発揮できる立場にある。

・EUにおいては、データの利活用等の正当化根拠のひとつとして、「企業の合理的利益の追求のため」にデータ移転や利活用できるための項を置くことが議論されている。また、米国では越境データ移転はセキュリティの問題として捉えられていると考えられる。

Asia Internet Coalition Japan